

熱海市農業委員会

令和5年4月総会 議事録

1. 日 時	令和5年4月25日(火) 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第3庁舎 第1・2会議室
3. 出 席 者	出席委員 西島 健介 塩谷 昇二 田中 公一 古屋 亙 山田 秀明 小松 久峰 蒔田 廣康 川口 哲章 出席推進委員 杉崎 保 小松 力 秋山 和利 窪田 隆一 欠席委員 新留 奈美 出席職員(事務局) 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 農地法3条の規定による許可申請について
 2. 農地法3条の規定による許可申請について
 3. 農地法3条の規定による許可申請について
 4. 農地法3条の規定による許可申請について
 5. 非農地証明申請について
 6. 非農地証明申請について
 7. 非農地証明申請について
 8. その他

5. 議 事

開始 午後1時30分
終了 午後3時30分

西島 健介議長

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事は、3条申請が4件、非農地証明申請が3件の合計7件です。議事録署名人は、8番の川口哲章さんと1番の塩谷昇二さんです。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条申請についてです。

土地の所在等は、泉元宮上分

で、地目が台帳畑・現況畑です。面積が9,177㎡の内2,000㎡です。契約の内容は賃借権の設定3年で、譲受人が所有する農地はなしです。譲受人が所有する機械の状況は草刈り機1台、耕運機は購入予定となっていますが調査日にはもう購入済みでした。作付作物は菊芋・カブ・ビーツで、面積はそれぞれ800㎡・600㎡・600㎡です。農作業に従事する者は45歳男性で会社役員、農作業経験ありで年間農作業従事日数は260日で臨時雇用労働力はなしです。備考として研修修了後、世帯員とともに農業を行っている。地産地消にこだわり近隣地域の飲食店・旅館・ホテルへの直販を考えている。将来的には6次産業化や農業体験の実施なども行う予定。住所地からは、徒歩5分です。こちらについて審議を

お願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、塩谷昇二さんお願いします。

塩谷 昇二委員 申請農地の区分は2種で農振の区分は地域内農用地、宅造規制はあり、風致は第2種で用途区分は非線引き地区、申請内容は農地法第3条申請となっております。審議をお願いいたします。

西島 健介議長 賃借権が3年になっているけど。

事務局 申請者には、熱海市では柑橘だと10年、野菜だと5年ぐらいの設定が多いという話はしましたが、当人同士の話し合いで3年ということで申請がありました。

西島 健介議長 契約書は。

事務局 申請許可後に契約するというのでしたので、契約したらコピーをもらうことになっています。

西島 健介議長 ご質問・ご意見がなければ問題ないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 続きまして議案第2号に入らせていただきます。下多賀の農地法3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在等は、
下多賀 で、地目が台帳畑・現況畑です。面積は188㎡です。契約の内容は所有権移転で、譲受人が所有する農地はありで3,606㎡です。譲受人が所有する機械の状況は草刈り機2台、動力噴霧器1台、軽トラ1台です。作付作物は柑橘類で、作付面積が188㎡です。農作業に従事する者は81歳男性で無職、農作業経験ありで年間農作業従事日数は100日で臨時雇用労働力はなしです。備考として申請者は兄弟で、ずっと農地の管理をしている譲受人に集積し次世代に繋いでいくということです。住所地からは、車で5分です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、小松久峰さんお願いします。

小松 久峰委員 申請農地の区分は2種で農振の区分は地域内白地、宅造規制はあり、風致は第2種で用途区分は非線引き地区、申請内容は農地法3条の規定による許可申請となっております。審議をお願いいたします。

西島 健介議長

特に問題ないと思いますけどご承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

議案第3号に入らせていただきます。下多賀の農地法3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在は、伊豆山 で、地目が台帳田・現況畑、面積が681㎡です。契約の内容は所有権移転で、譲受人が所有する農地はなし、譲受人が所有する機械の状況は草刈り機1台です。作付作物は柑橘類・野菜で、作付面積がそれぞれ591㎡・90㎡です。農作業に従事する者は、47歳男性で自営業、農作業経験ありで年間農作業従事日数は200日で臨時雇用労働力はなしです。備考として世帯員も年間農作業従事日数100日予定で、自国での農作業経験ありで、農家出身ということです。自国に家庭菜園レベルで農地を持っていたということですが、譲受人は2ha、世帯員が800㎡所有していたそうです。申請地横の宅地はもう所有しているそうです。住所地からは、車で30分です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、田中さんお願いします。

田中 公一委員

農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制はなし、風致地区は無指定で用途区分は第2種中高層住居専用地域で、申請内容は農地法3条の規定による許可申請です。以上審議をお願いいたします。

秋山和利推進委員

譲受人の国籍は日本ではないの。

事務局

国籍は聞いてないですが、日本人ではないが熱海市で住宅を購入して住んでいる方が農地を買って農業を行うことは問題ないということで県には確認しました。

西島 健介議長

問題ないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして議案第4号に入らせていただきます。泉元門川分の農地法3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在は、泉元門川分 で
す。地目が全て台帳・現況畑で面積が783㎡・178㎡・224㎡・152㎡・1.32㎡で合計1,338.32㎡です。契約の内容は所有権移転で、譲受人が

所有する農地はありで2, 429㎡です。申請地の隣の農地で前に3条申請の許可を受けたところです。譲受人が所有する機械の状況は草刈り機3台・動力噴霧器1台です。作付作物は柑橘類で、作付面積が1,338.32㎡です。農作業に従事する者は62歳男性で自営業、農作業経験ありで年間農作業従事日数は100日で臨時雇用労働力はなしです。備考として申請地隣の農地で家族と20年農業を行っているということです。住所地からは、車で50分です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員 農地区分は2種で農振区分は地域内農用地と白地です。宅造規制はあり、風致地区は第1種で用途区分は非線引き地区で、農地法第3条の規定による許可申請です。以上審議をお願いいたします。

西島 健介議長 説明にもありましたが、譲受人は隣の農地を3条申請で取得している方です。特に問題ないので承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 続きまして議案第5号に入らせていただきます。泉元宮下分の非農地証明申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第5号、非農地証明申請についてです。
土地の所在は泉元宮下分 地目が登記畑・現況原野です。面積は2,747㎡です。耕作以外に供した年月日は2003年ごろで、耕作以外の目的に供した理由は、前耕作者が耕作をやめ、耕作放棄地となった状態で相続したためということです。手続きをしなかった理由が農地法に詳しくなかったためということです。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員 農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制はあり、風致地区は第1種で用途区分は非線引き地区で、申請内容は非農地証明申請です。以上審議をお願いいたします。

西島 健介議長 事務局からの説明ではキャンプ場にするということです。地図で見て申請地の隣と道を挟んだ左側が申請予定ですが、右側は畑に戻せるということで非農地申請の許可は難しいというので、5条申請でということになると思います。

事務局 申請者に右側の農地の非農地は難しいですと伝えたところ、そこは諦めますということでした。草が伸びてくると困るので草刈はしていいですかといわれましたが、所有者と話をしてくださいと回答をしました。はっきりした計画はわかりませんが聞いた中では、土地はいじらないで、建物も立てない、水道も引かない、トイレ

は建築現場に置いてあるようなトイレを使うということでした。申請地に接した農道は軽トラがギリギリ通れるような農道ですので、トイレを乗せたクレーン付きのトラックも入れないと思います。建物を建てないで、水道も引かないので農道は申請がいらないということになります。そのほかの法令に関してはまちづくり課と協議している状態です。諦めるといった農地の下側も非農地を出すといっていました。

西島 健介議長

非農地証明申請としては問題ないということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして議案第6号に入らせていただきます。伊豆山の非農地証明申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第6号、非農地証明申請についてです。

土地の所在は伊豆山 で地目は登記畑、現況雑種地です。面積は1,183㎡です。耕作以外に供した年月日は不明で、耕作以外の目的に供した理由は、昭和50年3月に相続により取得したが、既に耕作を行っておらず現在に至るということです。手続きをしなかった理由は、相続遺産のため不明ということです。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、田中さんお願いします。

田中 公一委員

農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制はあり、風致地区は第2種で用途区分は非線引き地区で、非農地証明申請です。以上審議をお願いいたします。

西島 健介議長

農地には戻らないということで、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして議案第7号に入らせていただきます。泉元門川分の非農地証明申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第7号、非農地証明申請についてです。

土地の所在は泉元門川分 で地目は上から登記畑・現況畑、登記畑・現況畑、登記畑・現況道路です。面積も上から13㎡・16㎡・314㎡です。耕作以外に供した年月日は、1994年ごろで、耕作以外の目的に供した理由は、構造改善で農道が広がったことに伴い道路や石垣になったということです。手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなく法的手続きを知らなかったということです。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、塩谷さんお願いします。

古屋 互委員	農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制はあり、風致地区は第1種で用途区分は非線引き地区で、非農地証明申請です。以上審議をお願いいたします。
西島 健介議長	こちら問題ないので承認ということによろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	以上で議事は終わりになります。その他に移ります。

【その他】

1. 農地法第30条調査について
委員に説明し了承。
2. 農業委員会会計報告について
委員に説明し了承。
3. 令和5年春の農作業安全確認運動の実施について
委員に説明し了承。

塩谷 昇二委員	本日の議案ですが、非農地証明申請が3件、3条申請4件が承認されました。それでは、本日はありがとうございました。
---------	---

議 長 西島 健介

8 番委員 川口 哲章

1 番委員 塩谷 昇二